

国家間 金融情報 自動交換 制度 案内

OECD 加入国(韓国含み)などが域外脱税防止及び
自発的納税義務増進を目的に、**MCAA*** 協定に
より海外納税義務者に確認された顧客の金融
情報を協定締結国家と交換する制度を**2016年
1月1日から施行します。**

*Multilateral Competent Authority Agreement on Automatic Exchange of
Financial Account Information



これにより、銀行は次のような基準にて海外に納税義務があるかの
可否を確認しなければなりません。



新規口座

- 2016年1月1日以後の適用対象商品に初めて加入する新規顧客に対しては加入時点に海外に納税義務があるかの可否を確認する手続き(本人確認書類の受取など)を進行します。



既存口座

- 2015年12月31日以前に加入した既存個人顧客に対しては銀行が保有している顧客情報の確認あるいは本人確認書の受取などを通じ、海外に納税義務があるかの可否を確認します。
- 2015年12月31日基準で口座残額が25万ドルを超過する既存法人(団体)顧客に対しては銀行が保有している顧客情報確認または本人確認書受取などを通じて海外に納税義務があるかの可否を確認します。



適用商品

- 預金、積金、信託、ファンド、年金契約など
※一定の条件を満たす退職あるいは年金商品、税金優待商品、貸出商品などは適用対象商品から除外されます。



収集対象 情報

- 名前、住所、租税目的上の居住地、生年月日、納税者番号、口座番号、提出対象日基準口座残額あるいは評価額、利子総額及び配当総額、積立資産の総売却代金あるいは引替え代金
 - 法人(団体)の実質的支配者が海外納税義務者である場合法人(団体)及び実質的支配者の名前、住所、租税目的上の居住地、生年月日、納税者番号
 - 対象口座が解約された場合、口座解約事実
- 但し、アメリカ納税義務者に確認される場合、既存FATCA基準により
アメリカ国税庁に金融情報が通報されます。



関連法令により、銀行が要請する本人確認書は必ず提出しなければ
なりません。